

令和8年度軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業 募集要項

I 事業の概要

1. 趣旨

軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業は、軽井沢町内におけるまちづくり活動を支援することにより、活動団体の自立促進を図るため、補助金を交付するものです。

2. 対象となる団体

次の要件を備えた団体が対象となります。

- (1) 住民5名以上で構成しており、町内で活動する団体
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

3. 対象となる活動

住民が主体で行うまちづくりの活動で令和9年3月31日までに完了し、次の要件を備えたものが対象となります。

- (1) 不特定多数の者の利益又は社会の利益につながる(公益的な)活動
- (2) 独自の発想や新たな視点による(独創的な)活動
- (3) 波及効果や新たな展開が期待できる(発展的な)活動
- (4) 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えている(必要性のある)活動
- (5) 計画や費用が実現可能で妥当な(実現性のある)活動
- (6) 自立できることが期待される(自立性のある)活動
- (7) 事業実施主体の中で活動に関し充分に話し合い、会員の意見が集約されている(熟度のある)活動

4. 対象から除外される活動

3にかかわらず、次の活動については補助金の交付の対象とはなりません。

- (1) 政治、商行為など特定の目的のある活動
- (2) 宗教に深く関わりのある活動
- (3) 団体が継続的に行っており定着したイベント、行事等で本事業の助成がなくとも所期の目的をおおむね達成できるもの
- (4) 備品などの購入が主となるもの

- (5) 町の他の補助金の交付を受けるもの
- (6) 町の委託によるもの
- (7) その他町長が適当でないと認めたもの

5. 補助金

- (1) 補助率等

補助率は、活動費（対象経費）の2分の1以内で、上限は25万円です。（申請の事業が国、県等で実施している他の補助事業の対象となる場合は、当該補助事業を優先し、当該補助額が対象経費の2分の1に満たないときは、その差額を補助します。）

- (2) 補助金の交付の回数

補助金の交付は、同一年度につき原則として1団体1回を限度とし、同一事業を継続して実施する場合は3回を限度とします。

※対象団体の同一事業に対し、初年度に補助金の交付が認められれば、3年間継続して補助金が交付されるということではありません。また、補助金の交付を3回受けた活動は、それ以上応募することができません。

6. 対象となる経費

活動を行うのに必要な経費（謝金・賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、原材料購入費、備品購入費）が対象となります。

ただし、次に掲げる経費は対象外とします。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費等

事務所の家賃や光熱水費、経常業務を行う事務局員の人工費等、加入団体への会費等

- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費等

会議の茶菓子代、懇親会費等

- (3) 団体の構成員に対する謝礼

講座開催時等に構成員が講師となった場合の謝礼

- (4) 10万円以上の備品購入費

7. 選考方法

軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金交付選定会議を開催し、選定会議の意見を聴いて、町長が補助金交付の対象となる事業を選定します。

8. ロゴ等の表示について

選考された事業の周知を行う際は、必ず指定されたロゴを媒体に表示してください。

II 活動の募集等

1. 応募様式等

軽井沢町役場総合政策課の窓口で配布します。また、軽井沢町ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1424778505697/index.html>)

2. 応募期間 令和8年1月5日(月) から令和8年1月30日(金)まで

3. 応募先 総合政策課まちづくり推進室

※直接または郵送で提出してください。

(郵送の場合は1月30日必着)

送付先

〒389-0192 軽井沢町大字長倉2381-1

予算の成立状況により変更となる場合があります。